

「国境離島振興法」試案

枠組みと論点の検討

対象とする「国境離島」の概念： 離島振興法にいう離島のうち、我が国の領海線または排他的経済水域線の起点となる有人離島（以下「国境離島」）

試案（直球型）「国境離島振興法」（離島振興法をベースに検討）

【目的】

- 国境離島の定住促進： 産業基盤、生活環境整備等の改善 ...etc.
- 国境地域の活性化と安全安心の確立： 貿易、航海、国際交流等の促進 ...etc.
- 国益・国民の利益増進： 領域・排他的水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全 ...etc.

【施策】

- 各種事業の実施
- 国境離島の振興のための特別の措置
- 国境地域の振興と秩序ある国際交流促進のための各種施策
- 国境離島住民の生活の安定および福祉向上のための各種施策

【区域の指定】

- 「国境離島振興対策特別区域」の指定

【スキーム】

- 国による「国境離島振興基本方針」の制定
- 都道府県による「国境離島振興計画」の作成

試案（連動型）「国境離島における国際交流都市整備法」（海洋基本法を念頭に検討）

【目的】

- 国境離島において「国際交流都市」を整備。（以下「国境離島国際交流都市」）
- 住民のための産業基盤、生活環境の整備改善を図り定住を促進。国境地域の貿易、航海、国際交流ならびに外客誘致を促進。国境離島住民の生活の安定および福祉の向上を図り、我が国の領域・排他的水域の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等の「海洋基本法」の目的を達成。

【指定】

- 国境離島が属する市町村を「国境離島国際交流都市」として指定。

【計画／事業】

- 「国境離島国際交流都市整備計画」（国境離島国際交流都市整備の実施事業等を定める計画。都市計画法などに基づく都市計画のほか、国境離島振興にふさわしい諸施設の計画を含む。）
- 「国境離島国際交流都市整備事業」（国境離島国際交流都市の整備を実施する事業。上記計画を実施する。）

【主体／支援措置等】

- 市町村長の役割（国境離島国際交流都市に指定された首長）、関係諸機関の役割（国、地方公共団体、独立行政法人等）
- 海洋政策本部長／海洋政策担当大臣（本事業が海洋基本法の施策推進に資することに鑑み、強力に支援）
- 国土交通大臣（海洋基本計画の見直しにあたり、本事業の進行状況を適切に勘案）
- 支援措置（例） 本事業の用に供する必要があると認めた場合、国は国有財産法の規定にかかわらず、事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

検討課題（共通）

・コンテンツ

- 国境離島振興の意義
- 国境離島の特性に即した交通・通信体系の拡充（航路・航空路、港湾・空港・道路等の交通施設、通信施設）
- 地場産業の振興（農林水産業、商工業等）
- 生活環境の整備（海洋漂流廃棄物の適正処理、そのための国際協力を含む）
- 医療環境の向上（医療分野での国際協力を含む）
- 人材の育成（国際交流を担う人材の育成、国際理解教育の推進等）
- 国際交流、国際観光の振興
- 国境離島における貿易・出入国・外国投資受入等の体制強化
- 防災の強化（国境地域間の国際防災協力を含む）

・特定重要課題

- 現地医療体制の強化と国際医療協力の条件整備
- 国際防災協力の推進（災害相互支援協定等）
- 国境地域間を結ぶ交通の整備（国際航海、国際航空等）
- 国境離島の特性を活かした輸出入の促進、出入国体制の強化
- 国境離島の特性に即した農林水産業の振興（国際観光との連携推進等）
- 国境離島の特殊事情をふまえた教育の充実（次代を担う国際的人材の育成等）
- 地域文化の振興と国際交流の促進

・政策的措置

- 事業の実施、予算措置、資金の確保、国の負担・補助割合の特例等、地方債についての配慮、税制上の措置

論点

- （1） 財政出動を前提とする従来の振興計画型メニュー法か、特区・規制緩和型の特措法か？
- （2） 海洋基本法における位置づけ（その意義と効果）： 特区の限界、行政需要の限界、財政上の制約を 海洋政策の企画立案機能 で突破できるか？
- （3） 多面的な課題： 国境離島国際化のリスク（交流とセキュリティ）、海洋権益との関連など。しかし、より重要な課題は 住民の安全安心 の確立、住民のための制度の構築。